

東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事件に関する会長声明

1 声明の趣旨

東日本入国管理センターにおいて、本年4月13日、インド国籍の被収容者（男性）が絞頸により自死したとみられる形で死亡する事件が発生した（以下、「本件死亡事件」という。）。そこで、当会は、入国者収容所等視察委員会及び東日本入国管理センターに対し、下記のことを求める。

記

- (1) 本件死亡事件の原因を解明するため、入国者収容所等視察委員会は、直ちに本件死亡事件の調査を行うとともに、東日本入国管理センターは、同委員会の調査に必要十分な協力をすること
- (2) 被収容者の心身に多大な負担を強いる長期収容を直ちに停止し、仮放免制度の適切な運用を実施すること

2 声明の理由

平成30年4月13日、東日本入国管理センターにおいて、インド国籍の男性が絞頸により自死する事件が発生した（以下「本件死亡事件」という。）。

法務省入国管理局によれば、男性は、平成29年7月に東京入国管理局へ収容された後、同年11月、平成30年1月と合計2回の仮放免許可申請を行ったが、いずれも入国者収容所長による仮放免不許可決定を受けていた。身柄を拘束されてちょうど9か月となる自殺の前日、男性は2度目の不許可決定を知らされていた。このことから、長期の身柄拘束を悲観して、自死に至ったものとみられている。

3 調査の必要性

本件死亡事件の原因として、長期にわたる被収容者の身柄拘束が疑われることからすると、出入国管理及び難民認定法第61条の7の2に基づき、入国者収容所等の適正な運営に資するため、入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べる権限のある入国者収容所等視察委員会は、直ちに男性の死亡原因について調査を開始すべきである。その上で、男性が長期収容を悲観して自死に至ったとされるのであれば、入国者収容所長による仮放免の審査のあり方についても調査し意見すべきである。

他方、東日本入国管理センターは、入国者収容所等視察委員会の十分な調査が行われるよう、入国者収容所等視察委員会の視察及び面接について、必要な協力をしなければならないとされていることから（同法第61条の7の4第3項）、入国者収容所等視察委員会の調査に必要十分な協力をすべきである。

ところで、本件死亡事件のように、入国管理局が管理する施設内において、被収容者が自死した事件は、平成19年以降、平成20年1月、平成21年3月、平成22年2月、同年4月と本件死亡事件で5件目（なお、自殺以外の死因も含めると死亡した事件では13件目）となる。このように、本件死亡事件以前にも被収容者の自死があったにもかかわらず、再び本件死亡事件が発生してしまったことは、収容施設の適正な運営がなされていないと言わざるを得ず、このような悲劇を二度と繰り返さないためには、本件死亡事件の徹底的な調査が不可欠である。

4 長期収容停止の必要性

そもそも、長期収容が被収容者の心身に過度な負担となり、心身の健康を害することは明らかであるから、長期収容自体を直ちに停止すべきである。特に強制

送還の予定がない者については、仮放免等の収容に代替する措置を広く活用し、長期収容をしない運用が強く求められる。

当該インド国籍の男性は、過去に2度仮放免申請を出していたが、いずれも却下されており、亡くなるまでに約9か月間、裁判所の令状もないままに、入国管理局による身体拘束が続いていた。これらの経緯が自死の原因と考えられるのであれば、被収容者の健康状態、収容期間その他の事情が考慮されるべき仮放免申請に対する審査の適切性について疑念を生ずるだけでなく、退去強制手続きに関する法制度そのものの妥当性についても改めて検討されなければならない。

5 結語

よって、当会は、当該インド国籍の男性及びそのご遺族に対し、深い哀悼の意を表すとともに、本件死亡事件につき、①入国者収容所等視察委員会に対し、直ちに本件死亡事件の調査を行うとともに、東日本入国管理センターは、同委員会の調査に必要な協力をすること、②被収容者の心身に多大な負担を強いる長期収容を直ちに停止し、仮放免制度の適切な運用を実施することを強く求める。

2018年5月15日

群馬弁護士会 会長 佐々木 弘道